記 者 発 表 資 料

令和８年７月２４日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
アメリカンエンジニアリングコーポレーション	工事 物品 役務	沖縄県宜野湾市大山７－１１－４７

２．指名停止措置期間
令和８年７月２４日　～　令和８年９月２３日　（　２ヶ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
アメリカンエンジニアリングコーポレーションは、過去３事業年度（令和５年１月１日から令和７年１２月３１日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第７条第２号イ、ロ及び同法第１５条第２号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。
このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年６月５日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より２２日間の営業停止処分を受けた。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１３号に該当する。
また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） 13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課	課長	佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）	（内線　2511）
	建設専門官	二部（にべ）　文彦（ふみひこ）	（内線　2512）
総務部　経理調達課	契約管理官	山田（やまだ）　耕平（こうへい）	（内線　6221）

○は本件の主務課です。